

旭G安達08-007
2008年4月23日

船主各位
船長各位（船主経由）

旭タンカー株式会社
安全管理部長

新日本石油精製(株)仙台製油所における保護メガネの着用について

日頃より、安全活動にご協力戴き有難うございます。

さて、標記について、新日本石油精製(株)仙台製油所 内航安全協議会事務局より、添付の通り通達がありましたのでお知らせいたします。

本年6月1日より、運用が開始されますので期限までに保護メガネの準備を行うようお願いいたします。

また、当該基地へ訪船等に行かれる場合には、事前に現地代理店に確認を行い対応頂けますようお願いいたします。

以上

添付：保護メガネの着用について（ご依頼） …… 2枚
＜新日本石油精製(株)仙台製油所内航安全協議会事務局＞

2008年4月21日

海運会社：旭タンカー(株) 安全管理部 御中

入港船舶船長各位

新日本石油(株)：物流管理部 物流企画海運グループ

仙台製油所内航安全協議会会員

新日本石油精製(株) 仙台製油所
内航安全協議会事務局

操油 Gr.M 丸毛 伸二



保護メガネの着用について (ご依頼)

拝啓、新緑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、弊所の海上輸送における安全操業に種々ご協力頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、当所では2005年より製油所構内の屋外作業従事者（来客・見学者を含む）を対象として、突発的に発生した飛散物に対し、特に被災し易い眼の防護を目的として、常時、保護メガネの着用を義務付けて徹底を図ってきました。

2007年度より、所内無事故無災害時間集計の対象が、荷役船舶及びローリーにまで拡大されましたことを踏まえて検討を行ってまいりました結果、船員及びローリー乗務員の皆様方にも保護メガネの着用をお願いすることとなりましたので、趣旨等ご理解の上、御社各船舶のご準備ならびに周知徹底方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用 2008年 6月 1日 (木) から

2. 着用 1) ローディングアーム着脱作業時

2) 構内立ち入り時(船から棧橋へ上陸する時から着用)

ただし、次の場合は除く。

- ・矯正用等メガネを着用している場合
- ・構内移動中の車両内

3. その他 ご不明な点等ございましたら操油グループ 西田(事務局担当)宛、お問い合わせ下さい。

TEL 022-363-1161

E-mail : seiji.nishida@eneos.co.jp

以上

・保護メガネとは



※ゴーグル型保護メガネ、眼鏡型保護メガネ、シールド面（面体）等。